

農薬を使用する者が遵守すべき基準（関係法令）

農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）（抜粋）

最終改正：平成十九年三月三十日法律第八号附則第十四条

（農薬の使用の規制）

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

（罰則）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十一条又は第十二条第三項の規定に違反した者

二～五 （略）

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年三月七日農林水産省・環境省令第五号）（抜粋）

最終改正：平成十七年五月二十日農林水産省・環境省令第一号

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

（農薬使用者の責務）

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

一 （略）

二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。

三～六 （略）

（住宅地等における農薬の使用）

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。